

## 景観検討会議・委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏名	推薦団体等	所属等
1	西村 幸夫	学識経験者(都市計画・都市景観)	東京大学大学院教授
2	杉本 洋文	学識経験者(建築計画)	東海大学教授
3	窪田 亜矢	学識経験者(都市デザイン)	工学院大学助教授
4	玉巻 弘光	学識経験者(行政法)	東海大学教授
5	宮川 理香	学識経験者(色彩計画)	関西ペイント CD研究所課長研究員
6	岩井 良一	各種団体の推薦する者	平塚市自治会連絡協議会 副会長
7	落合 喜久司	各種団体の推薦する者	平塚商工会議所 議員(商業)
8	石田 庸夫	各種団体の推薦する者	平塚商工会議所 議員(工業)
9	杉山 裕	各種団体の推薦する者	湘南農業協同組合(JA湘南) 営農経済部長
10	川之辺 繁	各種団体の推薦する者	平塚建設業協会 会長
11	岡田 茂樹	各種団体の推薦する者	平塚市造園協会 常任幹事
12	新倉 良一	各種団体の推薦する者	神奈川県建築士事務所協会 平塚支部理事
13	久次米 義行	各種団体の推薦する者	平塚市工場等環境緑化推進協議会 会長職事業所事務担当
14	後藤 真	公募市民	
15	永井 智朗	公募市民	
16	池田 良	公募市民	
17	杉山 真理子	公募市民	
18	山田 満	関係行政機関の職員	神奈川県 都市整備公園課 課長代理
19	伊藤 重男	関係行政機関の職員	平塚土木事務所 計画建築部 部長
20	小森 覚	都市計画を専攻する大学生	学識経験者の所属する大学(東海大学)
21	関山 友子	都市計画を専攻する大学生	学識経験者の所属する大学(工学院大学)

## 平塚市景観検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 平塚市の景観計画及び景観条例の策定に関し必要な事項を検討するため、平塚市景観検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その内容を市に提案する。

- (1) 景観計画及び景観条例の骨子案に関する事
- (2) 景観計画及び景観条例の素案に関する事
- (3) 景観計画及び景観条例の案に関する事

### (組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 都市計画を専攻する大学生

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から景観計画案及び景観条例案の策定までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置くことができる。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、検討会議の会議を招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 第3条第1項(4)に掲げる委員が会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、職務を代行することができる。この場合において、当該委員を代理する者は、当該委員の属する行政機関の職員でなければならない。

### (会議の公開手続等)

第7条 検討会議の公開手続は、平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成15年7月1日施行）に基づき行なうものとする。

- 2 委員長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人の言動を制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

### (事務局)

第8条 検討会議の庶務は、都市政策部都市政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年9月21日から施行する。